

◆◆◆目次◆◆◆

- 1 10月1日から最低賃金が852円に改正されます。【岐阜労働局】
- 2 6月30日までに開始した休業等に関する雇用調整助成金の申請期限について【厚生労働省】
- 3 【募集】採用担当者向け「オンライン採用等に向けたセミナー」の開催について【岐阜県中小企業総合人材確保センター】
- 4 粉じん障害防止総合対策推進強化月間について【岐阜労働局】

★★

- 1 10月1日から最低賃金が852円に改正されます。

「岐阜県最低賃金」は、10月1日から時間額852円（改正前の時間額851円から1円の引上げ）に改正されます。

○「岐阜県最低賃金」

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働く全ての労働者に適用されます。ただし、特定の産業に従事する労働者には、該当する特定（産業別）最低賃金も適用されます。1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

○問い合わせ先

- ・岐阜労働局 賃金室 電話：058-245-8104
- ・高山労働基準監督署 電話：0577-32-1180
- ・岐阜労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

★★

- 2 6月30日までに開始した休業等に関する雇用調整助成金の申請期限について

4 9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です。

厚生労働省は、「全国労働衛生週間準備期間」に合わせ9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定めています。

第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、次の事項を重点とした取組を推進しています。粉じん障がい防止対策のより一層の徹底をお願いいたします。

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業または、ばり取り作業および屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障がい防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進

○厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12193.html

○問い合わせ先

岐阜労働局 健康安全課 電話：058-245-8103

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル：【配信中止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス